

南丹市の令和4年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

■健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、健全化判断比率を公表します。

なお、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

指 標	①実質赤字 比率	②連結実質 赤字比率	③実質公債費 比率	④将来負担 比率
令和4年度	—	—	12.0%	55.9%
早期健全化基準	12.85%	17.85%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	—

※実質赤字の額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

■資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定により、資金不足比率を公表します。

なお、各公営企業における「資金不足比率」については、資金不足を生じた公営企業がないため、該当ありません。

公営企業会計の名称	⑤資金不足比率	経営健全化基準
南丹市水道事業会計	—	20.0%
南丹市下水道事業会計	—	

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。